

個人情報保護法制のポイント

日本学生支援機構政策企画部

はじめに

本年四月より個人情報保護に関する法律が全面施行されました。日本学生支援機構（以下「機構」という。）においても昨年より準備を進めてきています。本機構の業務は、学資金貸与事業、留学生事業などを中心に学校との連携を図りながら処理していくものが多いのが特徴です。このため、個人情報保護についても、機構関係者と学校関係者が、個人情報保護法制について理解を共有しておくことが必要です。

そこで、本稿では、個人情報保護法制が当機構の業務にとつてどのような意味を持つのかについて解説したいと思います。

一 個人情報保護法制の概要

（一）法律の構成

個人情報法保護法と一口に言いますが、関係法律は五本あります。そのうち、私たちが特に留意しておく必要があるものは、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）、各省庁等の国の行政機関を対象とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）、独立行政法人や国立大学法人などを対象とする「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（独立行政法人等個人情報保護法）の三つの法律です。

このように、国の行政機関や独立行政法人・国立大学法人を対象とする法律は明らかなのですが、では、私立学校

を含む民間の事業者や公立学校はどの法律で律せられているのでしょうか。実は、最初に掲げた個人情報保護法は、第一章から第三章で国や地方公共団体の責務・施策などについて規定する一方、第四章から第六章で民間の事業者を対象とする規程を置いています。なお、この第一章から第三章があるおかげで、この法律は「基本法」という呼ばれ方をしています。また、地方公共団体については、基本法において「地方公共団体は…その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされていることを受けて、条例が制定されています。

公立学校については、各地方公共団体の条例が適用されます。以下では、機構など独立行政法人及び国立大学法人等に適用される独立行政法人等個人情報保護法に即して解説したいと思います。なお、必要に応じて、私立学校に適用される基本法の規定にも言及したいと思います。

(二) 法律の基本的な考え方

個人情報保護に関する法制は、大きく分けて二つの目的を実現するためのものであると言えます。

第一の目的は、個人情報について当該本人のコントロール

ルが及ぶように仕組みを整えるということです。この度の法律施行で実現した仕組みを簡単にまとめると次のとおりです。

まず、自分の情報をコントロールするためには、誰が何の目的のために個人情報を持っているかが当該本人に分かるようにすることが前提条件となります。このため、次のような措置が講じられています。

①【利用目的の明示】

独立行政法人等に対して、利用目的を当該本人が知ることができるようになることを義務付ける。特に、直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対して利用目的を明示することを義務付ける。

②【個人情報ファイル簿の作成・公表】

独立行政法人等に対して、電子計算機又はマニュアル（帳票等）で検索可能なように体系的に構成された個人情報の集合体である個人情報ファイルについて、利用目的、記録されている項目などを記載した帳簿を公表することを義務付ける。（但し、政令で本人の数が一〇〇〇件以上のものに限定）

また、民間の事業者についても、個人情報の集合体であ

る「保有個人データ」に関し、利用目的などを本人が知り得る状態に置くことを義務付ける。

次に大切なことは、本人が自分に関する情報を自分の目で確かめることができるようにすることです。

③【開示】

独立行政法人等に対して、当該本人からの請求に応じて「保有個人情報」等を開示することを義務付ける。

さらに、自分で確かめた情報が誤っていることを確認した場合にはそれが訂正されることが必要です。

④【訂正】

独立行政法人等に対して、当該本人から、開示した「保有個人情報」に関して事実でないために訂正等を求められた場合には、これを訂正等することを義務付ける。

また、「保有個人情報」が法律に違反して、利用・取得・提供されている場合には、利用・提供の停止などの措置が講じられることが必要です。

⑤【利用・提供の停止】

独立行政法人等に対し、法律の関係規定に違反している

ことを理由に当該本人から請求された場合には、利用や提供などを停止することを義務付ける。

なお、開示・訂正・利用停止等に関する決定については、請求者は行政不服審査法に基づく異議申立てを行うことができることとなっています。

個人情報保護法制の第二の目的は、個人情報を漏えいなどから守ること、すなわち、文字通り保護することです。

この点については、法律によって独立行政法人等に対して、必要な措置を講じる義務を課しています。また、特に大量の個人情報の処理において活用されることが多い委託業者の義務等も法律で規定されています。

具体的な安全管理・安全確保の措置はコンピュータのセキュリティを高めるための技術的措置、コンピュータ・記録媒体の保管管理や施錠などの物理的管理、組織内の体制整備など多岐にわたり、かつ、業種、業務内容に応じて多様であるため、その詳細な内容が法律に規定されているわけではありません。具体的な措置は、政府が策定する指針を参考に講じられる必要があります。この指針は、独立行政法人の場合には総務省が策定しています。また、民間の事業者の場合には、分野ごとに主務大臣が策定しています。

例えば学校については文部科学大臣が、また、経済産業分野については経済産業大臣が定めて公表しています。機構においても、コンピュータのセキュリティ・レベルの向上、システム関係の事務室への入退室の厳格なチェック、パスワード管理の徹底、委託・派遣契約の見直し、教育研修の実施、ポスターによる啓発などを始め、広範な安全管理措置を講じています。

三 法律のポイント

(一) 対象となる情報

対象となる情報は、生存する個人に関する情報であり死者に関する情報は含まれません。このことは、この度の法制が個人情報について当該本人のコントロールが及ぶようにすることを目標にしていることを考えれば、当然のことといえます。

では、具体的にはどのような情報でしょうか。この点については、大変広く捉えられていると考えてよいでしょう。すなわち、氏名と生年月日、職業、住所、電話番号などが同時に提示される情報は個人情報です。氏名が推測できるメールアドレスなども、個人名とメールアドレスが結びつ

いているため、対象となります。

また、個人の行動に関する情報も含まれるので、例えばある会議への出席を申し込んだといった事実も対象となります。印影や絵画などの作品も含まれます。

また、対象となる個人情報存在形態の面からみると、コンピュータ処理されて検索可能になっているようなものだけではありません。例えば、職員が電話で個人から聞き取って作成したメモ、他の機関や個人から送られてきた手紙、報告書などの散在情報も対象となります。ただ、その存在形態によって、法律で要請される措置の内容が変わってきます。電子媒体上に大量の個人情報が記録されている場合と一個人に関する報告書の場合では、影響度が大きく異なるからです。行政機関・独立行政法人等と民間の事業者の間でも、公益性・公共性の観点から法律に規定されている措置の内容に異同があります。

(二) 「保有個人情報」に関する措置

独立行政法人等個人情報保護法においては、「保有個人情報」という概念を導入しています。これは、役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって組織的に利用するものとして保有しているものです。この中には、コンピ

ュータ処理されたもの以外に手紙や報告書のような散在情報も含まれます。組織的に利用するか個々の職員の個人的使用にとどまるかは個別に判断するしかありませんが、起案文書に添付されているようなものは、形式的にも組織的に利用することが意思表示されているものと考えられます。「保有個人情報」については、法律で次のような措置が求められています。

①まず、事実と合致するように正確性の確保に努めなければならぬこととされています。

②次に漏えい、滅失・き損の防止等に必要な措置を講じなければなりません。注意が必要なのは、独立行政法人等の場合、その業務の公益性・公共性が高いことから、独立行政法人等から委託を受けた受託業者も安全確保措置を講じなければならぬ旨規定されていることです。民間の事業者の場合には、基本法によって、当該事業者が委託先を適切に監督することとされています。

③第三に目的外での利用・提供が原則として禁止されています。目的内で委託先に「保有個人情報」を提供したり、学校と共同で利用するために提供することは問題ありません。

また、法律の適用除外規定により、法令に基づいて第

三者に提供する場合、当該独立行政法人等が法令の定める業務遂行の限度内で利用する場合や、統計の作成・学術研究目的のために第三者に提供するときは問題ありません。また、叙勲の推薦のように明らかに本人の利益になるときも第三者に提供できます。

なお、基本法においては、利用目的内かどうかにかかわらず、民間の事業者が本人の同意を得ないで第三者へ提供することを原則として禁止したうえで、委託先や個人データを共同で利用する者(一定の要件を満たす場合)は第三者に該当しない旨規定しています。

以上から、例えば、大学が機構に奨学生に関する個人情報を提供することは業務目的の範囲内である限り問題ないこととなります。

④さらに「保有個人情報」については、先に述べた開示、訂正、利用・提供停止などの規定が適用されることになっています。

(三) 「個人情報」に関する措置

独立行政法人等個人情報保護法では、「保有個人情報」を包含するやや広い概念として「個人情報」を規定しています。これは、「保有個人情報」以外に組織的には利用さ

れない個人的メモなどを含むものです。

これについては、①利用目的の特定や不必要な保有の禁止、②本人から直接書面(電磁的記録を含む)で取得する場合の利用目的の明示、③不正の手段による取得の禁止(適正な取得)などを規定しています。個人的なメモなどを含むことから、その影響度も限定的であり、「保有個人情報」のような開示・訂正請求などの対象にはなりません。なお、利用目的の明示に関しては、取得の状況からみて利用目的が明らかな場合は必要ないこととされています。

各種奨学金の申請などに係る書類に関しては、利用目的が明らかであるので、法律上の要請としては直ちに利用目的を明示する必要はないと考えられますが、機構では法的精神を踏まえて、利用目的等についてできる限り説明書類に記入するように留意しています。

(四) 役職員等の義務と罰則

個人的なメモを含む「個人情報」について、独立行政法人等個人情報保護法は、直接役職員の義務を定めています。すなわち、その内容をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならないこととしています。この規定は、退職者や受託業務に従事している者あるいは従事していた者

にも適用されます。この規定違反の場合の罰則はこの法律にはありません。しかし、機構や国立大学の役員については、それぞれの設置法の守秘義務規定が適用され、違反の場合には一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金という罰則があります。また、受託業者の従業員等については、場合によって損害賠償請求の対象になるものと考えられます。

また、機構や国立大学の役員が「保有個人情報」を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した場合には一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金が課せられることとなっています。この場合、上記と同様に受託業務関係者についてもこの罰則が適用されることに留意が必要です。

さらに、コンピュータ処理され、検索可能な「個人情報ファイル」を正当な理由なく提供した場合には、容易に被害が拡大する可能性があるため、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金となっています。また、役員が職権を濫用して個人の秘密が記録された文書等を収集したときも一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金が課されます。

基本法では、直接、民間の事業者の従事者を罰する規定はありませんが、損害賠償などのかたちで個人の責任が問われることになると考えられます。